

生成型人工知能サービス管理暫定弁法

2023年07月13日15:00出典:中国ネットワーク情報網

国家インターネット情報弁公室 中華人民共和国国家発展改革委員会 中華人民共和国教育部 中華人民共和国科学技術部 中華人民共和国工業情報化部 中華人民共和国公安部 国家ラジオテレビ総局

令

第15号

『生成型人工知能サービス管理暫定弁法』は、2023年5月23日に国家インターネット情報弁公室2023年第12回室務会会議の審議を経て採択され、国家発展改革委員会、教育部、科学技術部、工業情報化部、公安部、国家ラジオテレビ総局の同意を経て、ここに公布し、2023年8月15日より施行する。

国家インターネット情報弁公室主任 庄栄文

国家発展改革委員会主任 鄭柵潔

教育部部長 懷進鵬

科学技術部部長 王志剛

工業情報化部長 金壮龍

公安部部長 王小洪

国家ラジオテレビ総局長 曹淑敏

2023年7月10日

生成型人工知能サービス管理暫定弁法 第一章 総則



第一条 生成型人工知能の健全な発展と規範的な応用を促進し、国家の安全と社会公共の利益を守り、公民、法人及びその他の組織の合法的権益を保護するため、『中華人民共和国インターネット安全法』、『中華人民共和国データ安全法』、『中華人民共和国個人情報保護法』、『中華人民共和国科学技術進歩法』等の法律、行政法規に基づき、本弁法を制定する。

第二条 生成型人工知能技術を利用して中華人民共和国国内の公衆にテキスト、画像、音声、動画などのコンテンツを生成するサービス(以下、生成型人工知能サービスという)を提供する場合、本弁法を適用する。

生成型人工知能サービスを利用して新聞出版、映画・テレビ制作、文芸創作などの活動に従事することについて国に別途規定がある場合、その規定に従う。

業界組織、企業、教育・科学研究機構、公共文化機構、関連専門機構等が生成型人工知能技術を研究開発、応用し、国内公衆に生成型人工知能サービスを提供していない場合、本弁法の規定を適用しない。

第三条 国は、発展と安全を共に重視し、革新の促進と法に基づくガバナンスを結合する原則を堅持し、効果的な措置を講じて生成型人工知能の革新的発展を奨励し、生成型人工知能サービスに対して包容・健全性と分類・級別監督管理を実行する。

第四条 生成型人工知能サービスを提供及び使用する場合、法律、行政法規を遵守し、社会の公徳及び倫理道徳を尊重し、以下の規定を遵守しなければならない。

- (一) 社会主義の核心的価値観を堅持し、国家政権の転覆、社会主義制度の 転覆を扇動し、国家の安全と利益を害し、国家のイメージを損ない、国家分裂を 扇動し、国家の統一と社会の安定を破壊し、テロリズム、過激主義を宣伝し、民 族憎悪、民族差別、暴力、わいせつ・ポルノ、虚偽の有害情報など法律、行政法 規で禁止する内容を生成してはならない。
- (二) アルゴリズムの設計、訓練データの選択、モデルの生成と最適化、サービスの提供などの過程において、有効な措置を講じて民族、信仰、国別、地域、性別、年齢、職業、健康などの差別の発生を防止する。



- (三)知的財産権、商業道徳を尊重し、商業秘密を保持し、アルゴリズム、 データ、プラットフォームなどの優位性を利用し、独占及び不正競争行為を実施 してはならない。
- (四)他人の合法的権益を尊重し、他人の心身の健康を害してはならず、他人の肖像権、名誉権、栄誉権、プライバシー権及び個人情報権益を侵害してはならない。
- (五)サービス類型の特徴に基づき、効果的な措置を講じ、生成型人工知能 サービスの透明性を高め、生成内容の正確性と信頼性を高める。

第二章 技術の発展とガバナンス

第五条 生成型人工知能技術の各業界・各分野における革新的な応用を奨励し、前向きで健全、かつ上昇志向の質の高いコンテンツを生成し、アプリケーションシナリオの最適化を模索し、アプリケーションエコシステムを構築する。

業界組織、企業、教育・科学研究機関、公共文化機関、関連専門機関などが 生成型人工知能技術の革新、データ資源の建設、転化・応用、リスク防止などの 面で協力することを支援する。

第六条 生成型人工知能アルゴリズム、フレームワーク、チップ及び付帯ソフトウェアプラットフォーム等の基礎技術の自主革新を奨励し、平等互恵的に国際交流と協力を展開し、生成型人工知能に関する国際規則の制定に参与する。

生成型人工知能インフラと公共訓練データ資源プラットフォームの建設を推進する。計算力資源の協同・共有を促進し、計算力資源の利用効率を向上させる。公共データの分類・階層の秩序ある開放を推進し、質の高い公共訓練データ資源を拡張する。安全で信頼できるチップ、ソフトウェア、ツール、計算力、データ資源の採用を奨励する。

第七条 生成型人工知能サービス提供者(以下「提供者」という)は、法に 基づき事前訓練、最適化訓練等の訓練データ処理活動を展開し、以下の規定を遵 守しなければならない。

- (一) 合法的な出所を有するデータと基礎モデルを使用する。
- (二)知的財産権に関わる場合、他人が法により享有する知的財産権を侵害 してはならない。



- (三)個人情報に関わる場合、個人の同意を得なければならない。または法律、行政法規が規定するその他の状況に合致しなければならない。
- (四)効果的な措置を講じて訓練データの質を高め、訓練データの真実性、 正確性、客観性、多様性を強化する。
- (五)『中華人民共和国ネットワーク安全法』、『中華人民共和国データ安全 法』、『中華人民共和国個人情報保護法』などの法律、行政法規のその他の関連規 定と関連主管部門の関連監督管理要求。

第八条 生成型人工知能技術の研究開発過程においてデータ表記を行う場合、提供者は本弁法の要求に合致する明確、具体的、操作可能な表記規則を制定しなければならない。データ表記の品質評価を展開し、サンプリングして表記内容の正確性を検査する。表記担当者に対して必要な研修を行い、法律を尊重・遵法する意識を向上させ、表記担当者が規範的に表記業務を行うよう監督指導する。

第三章 サービス規範

第九条 提供者は、法によりネットワーク情報コンテンツの生産者責任を 負い、ネットワーク情報の安全義務を履行しなければならない。個人情報に関わ る場合、法により個人情報取扱者の責任を負い、個人情報保護義務を履行する。

提供者は、そのサービスを登録した生成型人工知能サービス利用者(以下、利用者という)とサービス協定を締結し、双方の権利義務を明確にしなければならない。

第十条 提供者は、そのサービスの適用対象者、場面、用途を明確かつ公開 し、利用者の科学的・合理的な認識と法に基づく生成型人工知能技術の使用を指 導し、効果的な措置を講じて、未成年者利用者が生成型人工知能サービスに過度 に依存しまたは中毒になるのを防止しなければならない。

第十一条 提供者は、利用者の入力情報と使用記録に対して法により保護 義務を履行しなければならず、必要でない個人情報を収集してはならず、利用者 の身分を識別できる入力情報と使用記録を不法に保持してはならず、利用者の 入力情報と使用記録を不法に他人に提供してはならない。



提供者は、その個人情報の閲覧、複製、訂正、補足、削除等に関する個人の 請求を法により速やかに受理し、処理しなければならない。

第十二条 提供者は、『インターネット情報サービス高度合成管理規定』に基づき、図面、動画など生成された内容に対して標識付けを行わなければならない。

第十三条 提供者は、そのサービスの過程において、安全、安定、持続的なサービスを提供し、ユーザーの正常な使用を保障しなければならない。

第十四条 提供者は、違法内容を発見した場合、速やかに生成停止、伝送停止、削除などの処置措置を講じ、モデル最適化訓練などの措置を講じて改善を行い、関連主管部門に報告しなければならない。

提供者は、利用者が生成型人工知能サービスを利用して違法活動に従事していることを発見した場合、法に基づき、警告、機能制限、サービス提供の一時停止または終了などの処置措置を講じ、関連記録を保存し、関連主管部門に報告しなければならない。

第十五条 提供者は、苦情・通報の仕組みを構築し、改善し、便利な苦情・通報ポータルを設置し、処理フローとフィードバック期限を公表し、速やかに公衆の苦情・通報を受理、処理し、かつ処理結果をフィードバックしなければならない。

第四章 監督検査及び法的責任

第十六条 インターネット・情報通信、発展改革、教育、科学技術、工業・情報化、公安、ラジオ・テレビ、新聞出版などの部門は、各自の職責に基づき、 法により生成型人工知能サービスに対する管理を強化する。

国の関連主管部門は、生成型人工知能技術の特徴及び関連業界及び分野に おけるサービスの応用について、イノベーション発展に適した科学的監督管理 方式を完備し、相応の分類・等級監督管理規則またはガイドラインを制定する。

第十七条 世論属性または社会動員能力を有する生成型人工知能サービスを提供する場合、国の関連規定に基づき安全評価を行い、併せて『インターネット情報サービスアルゴリズム推奨管理規定』に基づきアルゴリズムの届出及び届出の変更、抹消手続を履行しなければならない。



第十八条 利用者は、生成型人工知能サービスが法律、行政法規及び本弁法 の規定に合致しないことを発見した場合、関連主管部門に苦情を申し立て、通報 する権利を有する。

第十九条 関連主管部門は、職責に基づき生成型人工知能サービスに対して監督検査を行う場合、提供者は、法に基づき協力し、要求に基づき訓練データの出所、規模、類型、表記規則、アルゴリズムのメカニズム・メカニズムなどについて説明し、必要な技術、データなどのサポートと協力を提供しなければならない。

生成型人工知能サービスの安全評価及び監督検査に参与する関連機構及び 人員は、職責の履行において知り得た国家秘密、商業秘密、個人のプライバシー 及び個人情報について、法により秘密を保持しなければならず、漏洩または不法 に他人に提供してはならない。

第二十条 中華人民共和国の国外から国内への生成型人工知能サービスの 提供が法律、行政法規及び本弁法の規定に合致しない場合、国家インターネット 通信部門は、関連機構に技術的措置及びその他の必要な措置を講じて処置する よう通知しなければならない。

第二十一条 提供者が本弁法の規定に違反した場合、関係主管部門は『中華人民共和国ネットワーク安全法』、『中華人民共和国データ安全法』、『中華人民共和国個人情報保護法』、『中華人民共和国科学技術進歩法』などの法律、行政法規の規定に基づき処罰する。法律、行政法規に規定がない場合、関連主管部門は職責に基づき警告、通報、批判を行い、期限を定めて是正するよう命じる。是正を拒否するまたは情状が重大な場合、関連サービスの提供を一時停止するよう命じる。

治安管理違反行為を構成する場合、法により治安管理処罰を与える。犯罪を 構成する場合、法により刑事責任を追及する。

第五章 附則

第二十二条 本弁法の以下の用語の意味は次のとおりである。

(一) 生成型人工知能技術とは、テキスト、画像、音声、動画等のコンテンツ生成能力を有する模型及び関連技術を指す。



- (二)生成型人工知能サービス提供者とは、生成型人工知能技術を利用して生成型人工知能サービスを提供する組織、個人(プログラマブルインターフェースの提供などの方式を通じて生成型人工知能サービスを提供することを含む)を指す。
- (三)生成型人工知能サービス利用者とは、生成型人工知能サービスを使用 してコンテンツを生成する組織、個人を指す。

第二十三条 法律、行政法規に生成型人工知能サービスの提供について関連行政許可を取得しなければならないと規定されている場合、提供者は法により許可を取得しなければならない。

外商投資生成型人工知能サービスは、外商投資関連法律・行政法規の規定に 合致しなければならない。

第二十四条 本弁法は2023年8月15日より施行する。



生成式人工智能服务管理暂行办法

2023年07月13日15:00来源: 中国网信网

国家互联网信息办公室 中华人民共和国国家发展和改革委员会 中华人民共和国教育部 中华人民共和国科学技术部 中华人民共和国工业和信息化部 中华人民共和国公安部 国家广播电视总局

*

第 15 号

《生成式人工智能服务管理暂行办法》已经 2023 年 5 月 23 日国家互联网信息办公室 2023 年第 12 次室务会会议审议通过,并经国家发展和改革委员会、教育部、科学技术部、工业和信息化部、公安部、国家广播电视总局同意,现予公布,自 2023 年 8 月 15 日起施行。

国家互联网信息办公室主任 庄荣文 国家发展和改革委员会主任 郑栅洁 教育部部长 怀进鹏 科学技术部部长 王志刚 工业和信息化部部长 金壮龙 公安部部长 王小洪 国家广播电视总局局长 曹淑敏 2023 年 7 月 10 日

生成式人工智能服务管理暂行办法

第一章 总 则

第一条为了促进生成式人工智能健康发展和规范应用,维护国家安全和社会公共利益,保护公民、法人和其他组织的合法权益,根据《中华人民共和国网络安



全法》、《中华人民共和国数据安全法》、《中华人民共和国个人信息保护法》、《中华人民共和国科学技术进步法》等法律、行政法规、制定本办法。

第二条 利用生成式人工智能技术向中华人民共和国境内公众提供生成文本、图片、音频、视频等内容的服务(以下称生成式人工智能服务),适用本办法。

国家对利用生成式人工智能服务从事新闻出版、影视制作、文艺创作等活动另有规定的,从其规定。

行业组织、企业、教育和科研机构、公共文化机构、有关专业机构等研发、应用生成式人工智能技术,未向境内公众提供生成式人工智能服务的,不适用本办法的规定。

第三条 国家坚持发展和安全并重、促进创新和依法治理相结合的原则,采取有效措施鼓励生成式人工智能创新发展,对生成式人工智能服务实行包容审慎和分类分级监管。

第四条 提供和使用生成式人工智能服务,应当遵守法律、行政法规,尊重社会公德和伦理道德,遵守以下规定:

- (一)坚持社会主义核心价值观,不得生成煽动颠覆国家政权、推翻社会主义制度,危害国家安全和利益、损害国家形象,煽动分裂国家、破坏国家统一和社会稳定,宣扬恐怖主义、极端主义,宣扬民族仇恨、民族歧视,暴力、淫秽色情,以及虚假有害信息等法律、行政法规禁止的内容:
- (二)在算法设计、训练数据选择、模型生成和优化、提供服务等过程中,采取有效措施防止产生民族、信仰、国别、地域、性别、年龄、职业、健康等歧视;
- (三)尊重知识产权、商业道德,保守商业秘密,不得利用算法、数据、平台等优势,实施垄断和不正当竞争行为;
- (四)尊重他人合法权益,不得危害他人身心健康,不得侵害他人肖像权、名 營权、荣誉权、隐私权和个人信息权益;
- (五)基于服务类型特点,采取有效措施,提升生成式人工智能服务的透明度, 提高生成内容的准确性和可靠性。

第二章 技术发展与治理



第五条 鼓励生成式人工智能技术在各行业、各领域的创新应用,生成积极健康、向上向善的优质内容,探索优化应用场景,构建应用生态体系。

支持行业组织、企业、教育和科研机构、公共文化机构、有关专业机构等在生成式人工智能技术创新、数据资源建设、转化应用、风险防范等方面开展协作。

第六条 鼓励生成式人工智能算法、框架、芯片及配套软件平台等基础技术的自主创新,平等互利开展国际交流与合作,参与生成式人工智能相关国际规则制定。

推动生成式人工智能基础设施和公共训练数据资源平台建设。促进算力资源协同共享,提升算力资源利用效能。推动公共数据分类分级有序开放,扩展高质量的公共训练数据资源。鼓励采用安全可信的芯片、软件、工具、算力和数据资源。

第七条 生成式人工智能服务提供者(以下称提供者)应当依法开展预训练、 优化训练等训练数据处理活动,遵守以下规定:

- (一) 使用具有合法来源的数据和基础模型;
- (二) 涉及知识产权的,不得侵害他人依法享有的知识产权;
- (三)涉及个人信息的,应当取得个人同意或者符合法律、行政法规规定的其他情形:
- (四)采取有效措施提高训练数据质量,增强训练数据的真实性、准确性、客观性、多样性;
- (五)《中华人民共和国网络安全法》、《中华人民共和国数据安全法》、《中华人民共和国个人信息保护法》等法律、行政法规的其他有关规定和有关主管部门的相关监管要求。
- **第八条** 在生成式人工智能技术研发过程中进行数据标注的,提供者应当制定符合本办法要求的清晰、具体、可操作的标注规则; 开展数据标注质量评估, 抽样核验标注内容的准确性; 对标注人员进行必要培训, 提升尊法守法意识, 监督指导标注人员规范开展标注工作。

第三章 服务规范

第九条 提供者应当依法承担网络信息内容生产者责任,履行网络信息安全义务。涉及个人信息的,依法承担个人信息处理者责任,履行个人信息保护义务。



提供者应当与注册其服务的生成式人工智能服务使用者(以下称使用者)签订服务协议,明确双方权利义务。

- 第十条 提供者应当明确并公开其服务的适用人群、场合、用途,指导使用者 科学理性认识和依法使用生成式人工智能技术,采取有效措施防范未成年人用户 过度依赖或者沉迷生成式人工智能服务。
- 第十一条提供者对使用者的输入信息和使用记录应当依法履行保护义务,不得收集非必要个人信息,不得非法留存能够识别使用者身份的输入信息和使用记录,不得非法向他人提供使用者的输入信息和使用记录。

提供者应当依法及时受理和处理个人关于查阅、复制、更正、补充、删除其个人信息等的请求。

- **第十二条** 提供者应当按照《互联网信息服务深度合成管理规定》对图片、视频等生成内容进行标识。
- 第十三条 提供者应当在其服务过程中,提供安全、稳定、持续的服务,保障用户正常使用。
- 第十四条提供者发现违法内容的,应当及时采取停止生成、停止传输、消除等处置措施,采取模型优化训练等措施进行整改,并向有关主管部门报告。

提供者发现使用者利用生成式人工智能服务从事违法活动的,应当依法依约 采取警示、限制功能、暂停或者终止向其提供服务等处置措施,保存有关记录,并 向有关主管部门报告。

第十五条 提供者应当建立健全投诉、举报机制,设置便捷的投诉、举报入口, 公布处理流程和反馈时限,及时受理、处理公众投诉举报并反馈处理结果。

第四章 监督检查和法律责任

第十六条 网信、发展改革、教育、科技、工业和信息化、公安、广播电视、新闻出版等部门,依据各自职责依法加强对生成式人工智能服务的管理。

国家有关主管部门针对生成式人工智能技术特点及其在有关行业和领域的服务应用,完善与创新发展相适应的科学监管方式,制定相应的分类分级监管规则或者指引。



第十七条提供具有舆论属性或者社会动员能力的生成式人工智能服务的,应 当按照国家有关规定开展安全评估,并按照《互联网信息服务算法推荐管理规定》 履行算法备案和变更、注销备案手续。

第十八条 使用者发现生成式人工智能服务不符合法律、行政法规和本办法规 定的,有权向有关主管部门投诉、举报。

第十九条 有关主管部门依据职责对生成式人工智能服务开展监督检查,提供者应当依法予以配合,按要求对训练数据来源、规模、类型、标注规则、算法机制机理等予以说明,并提供必要的技术、数据等支持和协助。

参与生成式人工智能服务安全评估和监督检查的相关机构和人员对在履行职 责中知悉的国家秘密、商业秘密、个人隐私和个人信息应当依法予以保密,不得泄 露或者非法向他人提供。

第二十条 对来源于中华人民共和国境外向境内提供生成式人工智能服务不符合法律、行政法规和本办法规定的,国家网信部门应当通知有关机构采取技术措施和其他必要措施予以处置。

第二十一条提供者违反本办法规定的,由有关主管部门依照《中华人民共和国网络安全法》、《中华人民共和国数据安全法》、《中华人民共和国个人信息保护法》、《中华人民共和国科学技术进步法》等法律、行政法规的规定予以处罚;法律、行政法规没有规定的,由有关主管部门依据职责予以警告、通报批评,责令限期改正;拒不改正或者情节严重的,责令暂停提供相关服务。

构成违反治安管理行为的,依法给予治安管理处罚;构成犯罪的,依法追究刑事责任。

第五章 附 则

第二十二条 本办法下列用语的含义是:

- (一)生成式人工智能技术,是指具有文本、图片、音频、视频等内容生成能力的模型及相关技术。
- (二)生成式人工智能服务提供者,是指利用生成式人工智能技术提供生成式 人工智能服务(包括通过提供可编程接口等方式提供生成式人工智能服务)的组织、 个人。



(三)生成式人工智能服务使用者,是指使用生成式人工智能服务生成内容的组织、个人。

第二十三条 法律、行政法规规定提供生成式人工智能服务应当取得相关行政 许可的,提供者应当依法取得许可。

外商投资生成式人工智能服务,应当符合外商投资相关法律、行政法规的规定。 第二十四条 本办法自 2023 年 8 月 15 日起施行。